

沖縄県介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等（以下、「介護事業所等」という。）に対して、また物価上昇といった厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するために介護施設等における食料品等の購入費に対して、介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」（令和7年12月22日付厚生労働省発老1222第3号厚生労働事務次官通知）、「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」及び「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和7年12月22日付老発1222第2号厚生労働省老健局長通知）（以下「国実施要綱」という。）、沖縄県補助金等の補助に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業所)

第2条 本事業の対象となる事業所は、次に掲げる介護サービスを提供している沖縄県内に所在する介護事業所等とする。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
別添1に掲げるサービスタイプの介護事業所等
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業
別添2に掲げるサービスタイプの介護施設等

(事業対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる経費を対象とする。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
 - ア 介護サービスを円滑に継続するための対応
気候変動の影響による猛暑などの困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な経費
 - イ 災害備蓄等への対応
災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために必要な経費
- ただし、本補助金は物品の購入にかかる費用を対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設備工事費用、建物当の修

繕費用などは対象経費として認めないものとする。また、取得費用が1件50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することも対象経費として認めないものとする。

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費等

- 2 令和8年4月1日から実績報告日までに生じた経費を対象とする。
- 3 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
- 4 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

別添1の事業所等ごとに基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を交付額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

別添2の施設ごとに基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を交付額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
れるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、

知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1）
- (2) 個票（別紙様式2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 補助金の交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（変更申請）

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更届出書（別紙様式3）
- (2) 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1）
- (3) 個票（別紙様式2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（中止又は廃止申請）

第10条 補助事業者は、事業を中止または廃止する場合は事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実施状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面により知事へ報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日または令和8年12月25日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所・施設別清算額一覧（別紙様式4）
- (2) 個票（別紙様式5）
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 事業者は、補助金の支払を受けるために、請求書(様式第5号)を知事に届け出なければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。

5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別添 1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

1 事業所・施設等の種別		2 基準単価 (1事業所又は 1定員当たり)
1	集合住宅併設型(同一建物減算がある事業所)	20万円/事業所
2	訪問介護事業所	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,000回以下
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上
5	訪問入浴介護事業所	20万円/事業所
6	訪問看護事業所	20万円/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所	20万円/事業所
8	1月あたり延べ利用者数300人以下	20万円/事業所
9	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下
10		1月あたり延べ利用者数601人以上
11	通所リハビリテーション事業所	20万円/事業所
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	20万円/事業所
13	福祉用具貸与事業所	20万円/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	20万円/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	20万円/事業所
16	地域密着型通称介護事業所	20万円/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	20万円/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	20万円/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	20万円/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	20万円/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	20万円/事業所
22	居宅介護支援事業所	20万円/事業所
23	介護老人福祉施設	6千円/定員
24	介護老人保健施設	6千円/定員
25	介護医療院	6千円/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6千円/定員
27	短期入所生活介護事業所	6千円/定員
28	養護老人ホーム	6千円/定員
29	軽費老人ホーム	6千円/定員

(1)通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断する。

(2)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断する。

(3)事業所・施設等について、交付の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は交付対象とする。

(4)各介護予防サービスは交付対象に含まない。

(5)介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は交付対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

別添2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

	1 事業所・施設等の種別	2 基準単価 (1事業所又は 1定員当たり)
1	介護老人福祉施設	1.8万円/定員
2	介護老人保健施設	1.8万円/定員
3	介護医療院	1.8万円/定員
4	地域密着型介護老人福祉施設	1.8万円/定員
5	短期入所生活介護事業所	1.8万円/定員
6	養護老人ホーム	1.8万円/定員
7	軽費老人ホーム	1.8万円/定員

(1)定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和7年度沖縄県介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額 : 千円

(内訳)

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 | 千円 |
| 2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業 | 千円 |

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧 (別紙様式1)
- 個票 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書 (事業所単位) (別紙様式2)

【申請内容に関する問い合わせ先】

申請法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(別紙様式1) 事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)			審査 結果
							介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(別紙様式2) 個票

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書(事業所単位)

施設概要

介護保険事業所番号		事業所名称				
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当者名	
提供サービス(プルダウンから選択)					定員	人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護事業所等に対するサービス継続支援事業		<input type="checkbox"/> 介護施設等に対するサービス継続支援事業			

申請にあたっての確認事項

見積書等の根拠資料は事業所において適切に保管している。	
支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。	

支出予定額

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業	補助上限額	申請額
	千円	千円

【介護サービスを円滑に継続するための対応】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

【災害備蓄等への対応】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業	補助上限額	申請額
	千円	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注) 申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(様式第2号)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和7年度沖縄県介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業
に係る変更承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令保第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり変更したいので承認いただくとともに、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

交付決定額 : 千円
変更申請額 : 千円

(内訳)

	事業名	交付決定額	変更申請額
1	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	千円	千円
2	介護施設等に対するサービス継続支援事業	千円	千円

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧 (別紙様式1)
- 個票 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書 (事業所単位) (別紙様式2)

【申請内容に関する問い合わせ先】

申請法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

変更届出書(介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業)

介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業に係る計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和		年		月		日
2 変更の概要							

令和 0 年 0 月 0 日

(法人名) 0
(役職・代表者名) (役職・代表者名)

様式第3号

文 書 番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和7年度沖縄県介護事業所・施設等サービス継続支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令保第 号で交付決定通知があった交付事業
を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 交付金額 金 円
- 3 中止（廃止）の理由
- 4 中止期間（廃止）年月日
年 月 日から 年 月 日まで
(年 月 日)

(様式第4号)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和7年度沖縄県介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業に係る事業実績報告書

標記の補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

交付決定額 : 千円
実績額 : 千円
返還額 : 千円

(実績額内訳)

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 千円
2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業 千円

(添付書類)

- 1 事業所・施設別清算額一覧 (別紙様式4)
2 個票 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書
(事業所単位) (別紙様式5)
3 領収書等の写し

【報告内容に関する問い合わせ先】

報告法人住所	
部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(別紙様式4) 事業所・施設別清算額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 事業所・施設名	交付決定額(千円)			実績額(千円)			差引額(千円)			審査 結果
							介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	合計	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

(注) 行が不足する場合には、「本報告書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(別紙様式5) 個票

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書(事業所単位)

施設概要

介護保険事業所番号		事業所名称			
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当者名
提供サービス(プルダウンから選択)					
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護事業所等に対するサービス継続支援事業		<input type="checkbox"/> 介護施設等に対するサービス継続支援事業		

報告にあたっての確認事項

領収書、レシート等の根拠資料は事業所において適切に保管している。	
支出した費用について、重点支援交付金や他補助金と重複は生じていない。	

支出済額

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業	交付決定額	実績額	差引額
	千円	千円	千円

【介護サービスを円滑に継続するための対応】

科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

【災害備蓄等への対応】

科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業	交付決定額	実績額	差引額
	千円	千円	千円

科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注) 差引額は、交付決定額と清算額を比較して交付決定額が大きい場合に表示される。

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(補助事業者法人住所)

(補助事業者法人名)

(補助事業代表者名役職・氏名)

(担当者氏名・連絡先)

令和 7 年度沖縄県介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業補助金 請求書

令和 年 月 日付け沖縄県達保第 号をもって額の
確定の通知を受けた令和 7 年度沖縄県介護事業所・施設等に対するサービス継続支援
事業補助金について、下記の額を請求します。

記

概算払請求額 金 0 円

内訳 確定額： 円
既受領額： 円
今回請求額： 円
残 額： 0 円

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義人 (カナ)	